

太陽光発電設備の適正導入に向けた
ガイドライン
【第2版】

平成31年3月策定
(令和3年3月改定)

静岡県富士市

(目 次)

1	はじめに	1
2	策定の目的	1
3	本ガイドラインの位置付け	1
4	ガイドライン対象設備	2
5	用語定義	2
6	事業フロー	3
7	計画・立案	4
	(1) エリア設定	4
	(2) 事前協議	9
	(3) 必要となる法令等の手続	10
8	設計・施工	17
	(1) 土地開発の設計	17
	(2) 発電設備の設計	18
	(3) 施工	19
9	維持管理	20
	(1) 保守点検及び維持管理に係る実施 計画の策定及び体制の構築	20
	(2) 保安規程等に基づく点検	20
	(3) 適切な管理	21
	(4) 非常時の対処	21
10	撤去・処分	21
	(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分	21
	(2) 撤去・処分の手続等	22
11	その他	22
	(1) 本ガイドラインの適用時期	22
	(2) 関係法令等・窓口一覧	23
	(3) 届出様式	27

1 はじめに

平成 24 年 7 月 1 日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT 法」という。）」が施行し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。これにより、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備が大幅に導入されることとなった。

静岡県においても、全国屈指の日照環境に恵まれ、導入のポテンシャルが高い地域であることから、太陽光発電設備の導入量は平成 28 年度末時点で 152.1 万 kW に達し、平成 21 年度と比較すると 15 倍に増加している。

平成 28 年度末に県が策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」では、太陽光を「新エネルギー導入拡大の原動力として、引き続き導入の拡大を図る」としており、2020 年度末時点で 200 万 kW の導入を目指している。

また本市では、「第五次富士市総合計画後期基本計画」において、「市民や事業所の新エネルギー・省エネルギー機器の設置・普及支援を関係団体等と連携して積極的に行う。また、率先して公共施設への新エネルギーの導入と省エネルギー化の推進を図る」としており、2020 年度末時点で産業分野を除く富士市域の新エネルギー発生量を原油換算で 25,000k1 を目標としている。

しかし、近年、急速に導入が進んだ結果、一部地域においては、景観、環境、防災等の観点から地域住民との間でトラブルが発生する事例も散見するようになり、その対策が急務となっている。

こうしたことから、本市では、太陽光発電設備の設置に当たり、計画・立案段階から本市、地域住民に情報が提供され、設計・施工、運営（維持管理）、廃止・撤去の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定することとした。

2 策定の目的

本ガイドラインは、本市において太陽光発電設備を設置しようとする者（以下「事業者」という。）が、本市や地域住民の理解を得ながら、太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業（以下「事業」という。）を適切に実施されることを目的としている。

よって、本ガイドラインは、計画・立案段階からの撤去・処分までの手続や遵守すべき事項等を明示し、事業者に必要な取組を求めるものである。

3 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、富士市環境基本条例（平成 12 年条例第 55 号）第 6 条第 4 項の規定により、環境への負荷の低減その他環境の保全等を図るため、事業者等が特に配慮すべき事項をまとめ、策定するものである。また、太陽光発電設備の設置に当たり、経済産業省資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の内容を補完し、

本市の地域の特性に合わせ、まとめたものである。

なお、本ガイドラインにおける国のガイドラインの遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。

4 ガイドラインの対象設備

本ガイドラインの対象設備は、本市において設置する出力 10kW 以上又は敷地面積 100 m² 以上の太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）である。

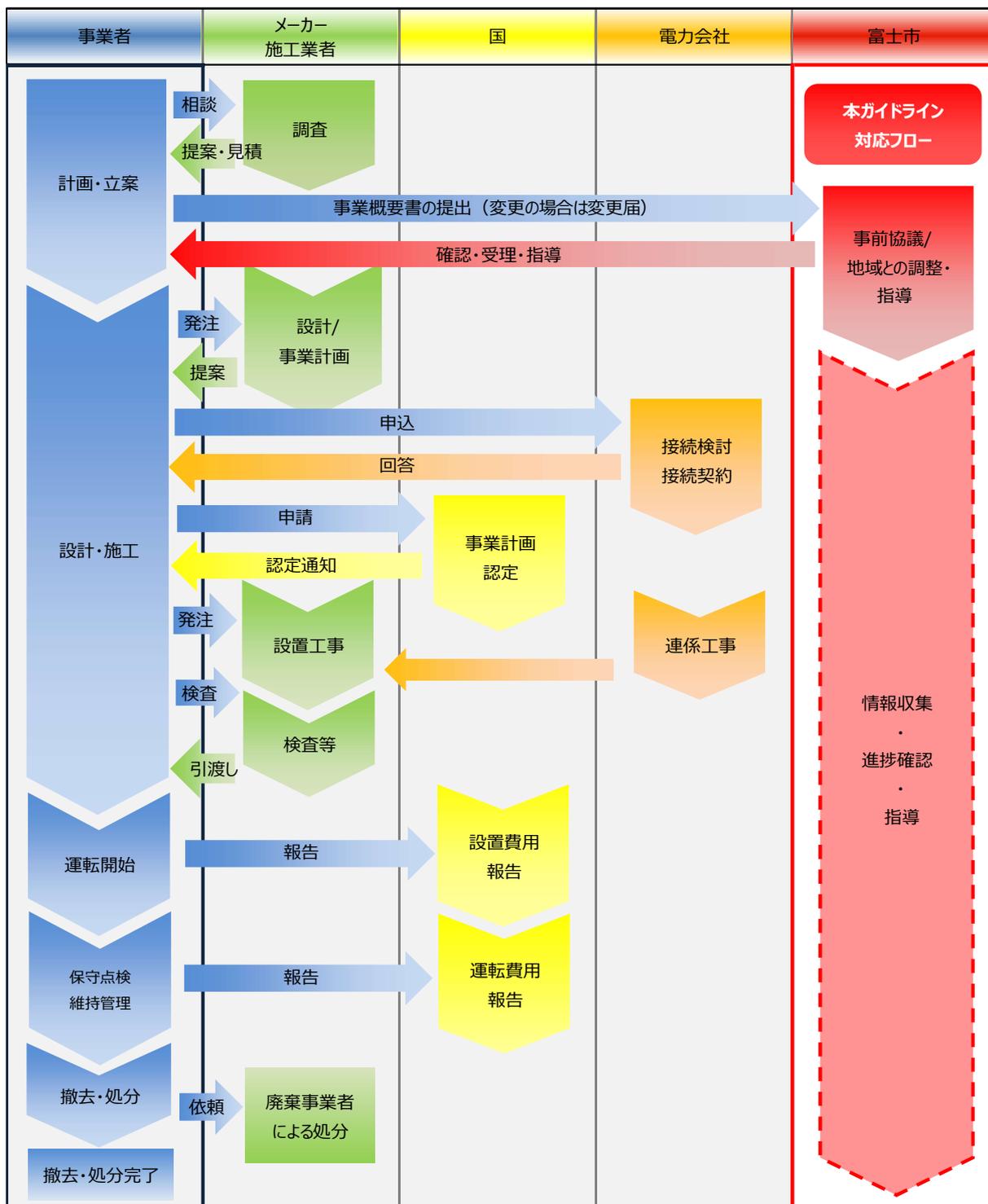
また分割案件（例：実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の太陽光発電設備に分割して設置し、合算した出力が 10kW 以上又は敷地面積 100 m²以上となる場合）も対象とする。

5 用語定義

項目	内容
太陽光発電設備	太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）であり、FIT 法に基づき、事業計画の認定申請又は設備の認定申請を行った施設
事業者	太陽光発電設備を設置しようとしている者
出力	太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値
建築物	建築基準法第 2 条第 1 項に規定する建築物
電技省令	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
電技解釈	電気設備の技術基準の解釈として、電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの
保安規程	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第 42 条及び電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 50 条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保安のための規程

6 事業フロー

太陽光発電を実施する場合の手続きは、下記に示すとおり。本市では適正な太陽光発電設備の導入のため、新たなフローを次のとおり定めた。



7 計画・立案

(1) エリア設定

太陽光発電設備の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や太陽光発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合については、立地場所の変更も含め入念な検討を行うこと。特に法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続を確実に完了させ、地域住民、関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握に努めること。

なお、立地だけでなく撤去・処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくとともに、必要な準備をしておくこと。

①立地を避けるべきエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
自然公園区域	自然公園法	自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。太陽光発電設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいことから、立地を避けるべきである。
自然環境保全地域	静岡県自然環境保全条例	自然環境保全地域は、優れた自然環境を有している地域を保全するとともに、生物多様性の確保等を推進し、将来にわたりこれを継承するために指定した地域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、自然環境の保全に影響がある行為は規制されている。
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区は、野生生物の保護・管理を目的に指定しており、うち、特別保護地区は特に鳥獣保護を図る必要がある区域として指定している。特別保護地区では、工作物の設置や木竹の伐採等、鳥獣保護に影響がある行為は規制されている。

<p>廃棄物最終処分場 (搬入が終了している場合でも、廃止手続が完了していない処分場を含む)</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきである。</p>
<p>廃棄物の不法投棄地</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきである。</p>
<p>農用地区域 甲種農地又は採草放牧地 第1種農地 又は採草放牧地</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律、農地法</p>	<p>農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、立地を避けるべきである。</p> <p>また、農用地区域以外であっても、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、立地を避けるべきである。</p> <p>ただし、営農型太陽光発電設備については諸条件を全て満たせば設置できる場合がある。</p>
<p>保安林</p>	<p>森林法</p>	<p>保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。</p>

①河川区域、 ②河川保全区域、 ③河川予定地	河川法	<p>出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがあることから、立地を避けるべきである。</p> <p>① 1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域</p> <p>②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地</p> <p>③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地</p>
①海岸保全区域、 ②一般公共海岸区域	海岸法	<p>公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがあることから、立地を避けるべきである。</p> <p>①海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域</p> <p>②自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域</p>
指定等文化財区域	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 富士市文化財保護条例	<p>文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。</p>
富士山の世界文化遺産登録における緩衝地帯	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 富士市文化財保護条例	<p>富士山の自然環境を保全するとともに景観や眺望を阻害することがないように、富士山の世界文化遺産登録における緩衝地帯である国道 469 号以北に存する土地においては、立地を避けるべきである。</p>

②慎重な検討が必要なエリア

区域名	根拠法令	概要（理由等）
産業廃棄物最終処分場跡地（最終処分場の廃止手続が完了した区域）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<p>土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。</p>

<p>土壌汚染対策法に基づく要措置区域</p>	<p>土壌汚染対策法</p>	<p>要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。</p>
<p>土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域</p>	<p>土壌汚染対策法</p>	<p>汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討が必要である。</p>
<p>地域森林計画対象 民有林</p>	<p>森林法</p>	<p>地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。</p> <p>林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続が必要となる。</p> <p>また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。</p>
<p>砂防指定地</p>	<p>砂防法</p>	<p>治水上砂防のため、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため、慎重な検討が必要である。</p>
<p>地すべり防止区域</p>	<p>地すべり等防止法</p>	<p>地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため、慎重な検討が必要である。</p>
<p>急傾斜地崩壊危険 区域</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p>	<p>崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため、慎重な検討が必要である。</p>

土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあるため、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、更に、特別警戒区域では、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため、慎重な検討が必要である。
洪水浸水想定区域	水防法	水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であるため、慎重な検討が必要である。
津波浸水想定区域及びこれに類する区域等	津波防災地域づくりに関する法律ほか	津波防災地域づくりに関する法律第 8 条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、慎重な検討が必要である。
津波災害（特別）警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に基づく津波災害（特別）警戒区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、慎重な検討が必要である。
景観条例に定められた特に良好な景観を形成・保全する必要がある地区（重点地区、眺望景観保全地区等）	景観法 富士市景観条例	景観条例に基づく景観計画において、良好な景観を形成・保全するための重点地区、主要な眺望点等の地域が定められている場合は、景観形成基準を遵守するとともに、重点地区等を定める背景となった自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性に配慮することが必要である。
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要がある場合がある。また埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もある。

富士・愛鷹山麓地域 環境管理計画区域 (国道 469 号以南 に存する土地)	富士・愛鷹山麓地域 環境管理計画の対象 区域における太陽光 発電設備の設置に係 る土地利用事業に関 する行政指導方針	富士山の自然環境を保全するとともに 景観や眺望を阻害することがないように、 国道 469 号以南に存する土地において は、慎重な検討が必要である。
都市機能誘導区域	都市再生特別措置法	都市機能誘導区域は、商業・医療・公共 施設等の都市機能を公共交通の充実した 都市拠点や生活拠点に誘導・集約し、各拠 点の賑わいや、利便性向上を図る区域と しているため、慎重な検討が必要である。
保全と共生の地域	国土利用計画	富士・愛鷹山麓及び富士川背後の丘陵 地等の森林や農用地を保全しながら、住 宅地などとの共生を図る地域のため、慎 重な検討が必要である。

(2) 事前協議

①市との協議

ア 事業概要書の提出

事業者は太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、市環境総務課に対し、計画している事業内容を記載した「**事業概要書（様式第 1 号）**」を提出すること。（ただし、土地利用事業に該当する場合は除く。）

「事業概要書」には、設置予定場所、面積、事業者名、連絡先、発電設備概要、工事着工予定日、運転開始予定日等を記載すること。また、設置場所の概要が分かる図面（位置図、配置図、設計図など）を添付すること。

なお、「事業概要書」の事業概要について、市関係課へ情報提供することに同意すること。

イ 法令手続、施工、維持管理等についての事前協議

事業の実施に当たり、以下の項目について本市における担当課と協議すること。

- 関係法令等（条例、ガイドライン等を含む。）に基づく手続
- 文化財に関する事前照会及び協議
- 施工に当たって配慮すべき事項への対応
- 適正な維持管理及び撤去・処分についての計画

②地域住民等との調整

上記「事業概要書（様式第1号）」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。

（3）必要となる法令等の手続

手続が必要となる主な法令は以下のとおり。

名 称	内 容
建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。
自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要となる。 ②普通地域：高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査（法施行規則第10条第3項）が必要となる。
静岡県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。 ①特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。 ②普通地区：建物高さ10m又は延べ床面積200㎡、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出が必要となる。 なお、自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある（条例第24条）。

<p>鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）</p>	<p>鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は都道府県知事の許可が必要となる。</p>
<p>廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）</p>	<p>太陽光発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外（300㎡以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる（法第12条第3項）。</p> <p>法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに届出が必要となる（法第15条の19）。</p>
<p>静岡県環境影響評価条例</p>	<p>環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。</p> <p>（平成31年3月1日から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積5ha以上 <p>（平成31年2月28日まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1種事業（環境影響評価必須） 施行する土地の区域の面積50ha以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積5ha以上
<p>土壌汚染対策法</p>	<p>土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土壌を敷地外に搬出しない。 ○土壌の飛散や流出が伴わない。 ○掘削部分の最も深いところが50cm未満である。 <p>「要措置区域」において土地の形質の変更を実施する場合、事前に、県知事等による確認を受けなければならない（要措置区域において形質変更は原則禁止）。</p> <p>「形質変更時要届出区域」において土地の形質の変更を実施する場合、工事着手14日前までに届出が必要となる。</p>

工場立地法	<p>売電を目的とした太陽光発電設備は、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外となる。</p> <p>ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電設備を設置する場合は、従来どおり工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。</p>
農地法	<p>太陽光発電設備を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと）などの規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 <p>農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）等の敷地に転用する場合
農業振興地域の整備に関する法律	<p>農用地区域は、優良農地の確保と農業上の土地利用の明確化を目的として市が指定した区域であることから、農用地区域内において農業以外の土地利用はできない。例外として、国や地方公共団体が行う行為、一時的に農業以外の利用を行う行為、農業用施設を整備する行為等は認められる。</p> <p>農用地区域内において、農業以外の土地利用を行う場合は、次に掲げる法令要件を満たす場合に農用地区域からの除外を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規模が必要最小限であること、事業実施が確実であること、他法令許可見込みが確実であること、農用地区域以外の区域で行うことが不可能であること ○周辺農地の集団性や営農に支障を生じないこと ○地域の農業の担い手の営農に支障がないこと ○土地改良施設への支障がないこと ○土地改良事業完了後8年を経過していること <p>農用地区域除外の手続きは、事業計画者の申出に基づき、市が上記要件に照らしてその可否を決定するものであり、市の可否の決定の際には県の同意が必要である。</p>

<p>森林法</p>	<p>都道府県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可又は伐採届出（伐採及び伐採後の造林の届出）の手続を行う必要がある。</p> <p>保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。また、保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。</p>
<p>道路法 富士市認定外道路管理条例</p>	<p>事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（法第 24 条、条例第 4 条）。</p> <p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（法第 32 条、条例第 4 条）。</p> <p>道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（法第 47 条の 2）。</p>
<p>砂防法</p>	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ
<p>地すべり等防止法</p>	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地災害防止法）</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの
<p>河川法 富士市普通河川条例</p>	<p>河川区域内で土地を占用（法第 24 条、条例第 4 条第 1 項）、工作物の新築・改築・除却（法第 26 条第 1 項、条例第 4 条第 1 項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（法第 27 条第 1 項、条例第 4 条第 1 項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には 河川管理者の許可が必要となる。</p>
<p>海岸法</p>	<p>海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。</p>
<p>港湾法</p>	<p>都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる。</p>

<p>国土利用計画法</p>	<p>一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を締結した日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。</p> <p>届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が 2,000 m²以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が 5,000 m²以上、都市計画区域外が 10,000 m²以上の契約である。</p> <p>土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定・譲渡は含まない。</p> <p>届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。</p>
<p>都市計画法</p>	<p>開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。</p> <p>また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。</p> <p>太陽光発電設備については、原則建築物に該当しないことから、その設置は開発行為に該当せず、開発許可は不要である。</p>
<p>静岡県土採取等規制条例</p>	<p>土の採取等（切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。</p>
<p>富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例</p>	<p>一定規模※以上の土砂等による土地の埋立て又は盛土及び当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為を行おうとするときは、適用除外の場合を除き、着手前に許可申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。</p> <p>※一定規模…事業区域の面積が 500 m²以上、量が 500 m³以上、高さが 1m以上のいずれかに該当する場合</p>

<p>富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱</p>	<p>一定規模※以上の土地利用事業を施行しようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 ※一定規模…都市計画区域内における施行区域の面積が2,000㎡以上に該当する場合</p>
<p>景観法 富士市景観条例</p>	<p>富士市景観条例に基づき太陽光発電設備の設置に対する行為の届出が必要となる。届出対象の区域は市内全域で、届出対象の行為は、太陽光発電設備の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上（用途地域が指定されていない区域にあつては高さが10m以上）のもの、又は太陽光電池モジュール（パネル）の合計面積が、1,000㎡以上のものとなる。</p> <p>また、行為の制限としては、富士市景観計画に基づき、太陽電池モジュール（パネル）の色彩は、黒色又は濃紺色若しくは低明度・低彩度の目立たないものとする。富士市景観計画の景観形成の指針に基づき、太陽光発電設備の配置、形態や色彩を定める。</p>
<p>文化財保護法 静岡県文化財保護条例 富士市文化財保護条例</p>	<p>古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。</p> <p>やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市への許可申請が必要である。</p> <p>工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階で事業予定地について確認すること。</p> <p>埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から事業予定地について情報提供すること。</p>
<p>土地区画整理法</p>	<p>施行中の土地区画整理事業地区内での土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築等においては、あらかじめ許可を受けなければいけない。</p>

<p>富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例</p>	<p>森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる富士・愛鷹山麓地域内の森林において、伐採跡地を森林以外の用途に供する場合は、事業計画を届け出なければならない。</p> <p>また、当該届出に係る事業について、市長が森林喪失影響評価を実施しないものと判断する場合を除き、森林喪失影響評価を実施しなければならない。</p>
-----------------------------------	--

8 設計・施工

(1) 土地開発の設計

① 関係法令及び条例の遵守

上記「7 (3) 必要となる法令等の手続」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、必要な手続をとること。各法令等に関する担当窓口は下記「11 その他 (2) 関係法令等・窓口一覧表」を参考とすること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行ない、下記における対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

○ 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないように、地盤改良等の対策工などの措置を講じること。

○ 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

○ がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

○ がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

○ 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

○ 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置等）

③ 環境への配慮

○ 生活用水等への配慮

水質の悪化や水量の低下が生じないような措置を講じること。また土砂の流出等により水源の水質が悪化しないような対策も講じること。

○ 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

④ 景観への配慮

○ 景観計画の尊重

景観計画に規定された景観形成基準のみならず、当該区域の景観形成の理念、方針、特性等を十分に把握し、これを尊重すること。

○ 設置による影響の適切な把握

景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- ・ 主要な眺望点からの眺望景観
 - ・ 富士山及び愛鷹山麓等の山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観
 - ・ 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
 - ・ 市街地、住宅地等街並み景観
 - ・ 果樹園、森林等、農山村の田園風景
 - ・ 保養地、別荘地等の景観
- など

○ 稜線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

○ 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じること。

○ 太陽電池モジュール及び架台の色彩

太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするよう努め、周囲と調和した目立たない色彩とすること。

⑤ 処分への配慮

パネルの選定に当たり、リサイクルのしやすさを考慮に入れて選定すること。

(2) 発電設備の設計

① 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこ

と。

② 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、さらに保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。

③ 基準等に基づいた設計の実施

太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格（JIS規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。また、民間等が作成したガイドラインや解説書（例：地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017年版（（一社）太陽光発電協会ほか）、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））も参考にし、設計するよう努めること。

（3）施工

① 安全等に配慮した適切な施工

○ 法令等の遵守

関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施工を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

○ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

○ 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材が周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。また、伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例、市の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認するように努めること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導に努めること。

○ 標識の表示

太陽光発電事業者は、土地開発・造成後、発電設備の外部から見えやすい場所に、FIT法の再生可能エネルギー発電事業計画における各項目について記載した標識を速やかに掲示すること。（出力20kW以上は事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）において遵守事項となっている。）。

② 周辺環境への配慮

○ 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。

○ 濁水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策も講じること。

○ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

○ 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

○ パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じてパネルの低反射タイプへの変更や傾きを調整するなどの対策を講じること。

9 維持管理

(1) 保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（（一社）日本電機工業会・（一社）太陽光発電協会/2016年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018年））を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。

また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

(2) 保安規程等に基づく点検

出力50kW以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

(3) 適切な管理

① 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境への配慮

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、市、地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

(4) 非常時の対処

○ 関係者との連携体制の構築

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応方針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

○ 迅速な対応の実施

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

10 撤去・処分

(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当たっては、使用済太陽光パネルが産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を参照し、極力、リサイクルを行うように努めること。

また、事業終了後に発電設備の適切な撤去及び処分を行うため、必要となる費用の積立を計画的かつ確実にを行うこと。

(2) 撤去・処分の手続等

○ 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。

○ 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

11 その他

(1) 本ガイドラインの適用時期

本ガイドラインは、原則として、平成31年4月1日の本ガイドライン策定後に、太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業者に適用するが、既に着手している事業者又は既に事業を行っている者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応をすること。

(2) 関係法令等・窓口一覧（令和3年度版）

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
1	建築基準法	架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。	申請	くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075)	富士市役所 建築指導課 (0545-55-2791)
2	自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可を要す。 ②普通地域：高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査（法施行規則第10条第3項）を要す。 * 県HP内自然保護課のページにて、規制地域地図が閲覧可	事前協議 ①申請、許可 ②届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)	静岡県 自然保護課 (054-221-2545) ※提出先は市役所 富士市役所 環境保全課 (0545-55-2773)
3	静岡県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。 ①特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。 ②普通地区：高さ13m又は延べ床面積1,000㎡を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出を要す。 なお、自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある（条例第24条）。 * 県HP内自然保護課のページにて、規制地域地図が閲覧可	事前協議 ①申請、許可 ②届出	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3498)	静岡県 自然保護課 (054-221-3498) ※提出先は市役所 富士市役所 環境保全課 (0545-55-2773)
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は都道府県知事の許可を要す。 * 県HP内自然保護課のページにて、規制地域地図が閲覧可	許可	くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3332)	富士農林事務所 森林整備課 (0545-65-2202)
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	太陽光発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外（300㎡以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる（法第12条第3項）。 法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに届出が必要となる（法第15条の19）。	届出	くらし・環境部 廃棄物リサイクル課 (054-221-2424)	東部健康福祉センター 廃棄物課 (055-920-2106)
6	静岡県環境影響評価条例	環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。 （平成31年3月1日から） ○第1種事業（環境影響評価必須） 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積5ha以上 （平成31年2月28日まで） ○第1種事業（環境影響評価必須） 施行する土地の区域の面積50ha以上 ○第2種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積5ha以上	環境影響評価 評価手続	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255)	静岡県 生活環境課 (054-221-2255)
7	土壌汚染対策法	土地の形質の変更（掘削及び盛土）部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。 ・土壌を敷地外に搬出しない ・土壌の飛散や流出が伴わない ・掘削部分の最も深いところが50cm未満である	届出	くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2253)	富士市役所 環境保全課 (0545-55-2775)
8	工場立地法	売電を目的とした太陽光発電施設は、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外となる。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。	届出	経済産業部 企業立地推進課 (054-221-3262)	富士市役所 産業政策課 (0545-55-2779)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
9	農地法	<p>太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用(農地を農地でなくすこと)などの規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○ 農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 <p>農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街化区域の農地を予め農業委員会に届け出て転用する場合 ○ 電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合 <p>許可権者(転用しようとする農地の面積により次のとおりとなる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4ha超 知事(県庁専決)又は指定市町村 ○ 4ha以下 富士市 	許可	経済産業部 農地利用課 (054-221-2637)	富士市農業委員会 (0545-55-2880) ※知事許可に係る申請書類提出を含む
10	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)	<p>原則として、農用地区域内において農業以外の行為はできない。農用地区域内において農業以外の利用を行う場合は農用地区域からの除外が必要であり、農用地区域外において設置が不可能である場合など法令上の要件を満たす場合のみ除外が可能となる。</p>	市町:計画変更 県:同意	経済産業部 農地利用課 (054-221-2637)	富士市役所 農政課 (0545-55-2781)
11	森林法(第10条の2)開発行為の許可	<p>1haを超える森林において開発行為をしようとする者は、知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。</p>	許可	経済産業部 森林保全課 (054-221-2643)	富士市役所 林政課 (0545-55-2783)
12	森林法(第10条の7の2)森林の土地の所有者となった旨の届出等	<p>新たに森林の土地の所有者となった者は、市町長にその旨を届け出なければならない。</p>	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2668)	富士市役所 林政課 (0545-55-2783)
13	森林法(第10条の8)伐採及び伐採後の造林の届出 小規模林地開発行為の実態調査の手引き	<p>1ha以下の森林の立木を伐採する場合には、市長に届出書を提出しなければならない。</p> <p>伐採後の跡地を森林以外に転用する場合は、「伐採調査書(小規模林地開発)」を添付する。</p>	届出	経済産業部 森林計画課 (054-221-2668) 森林保全課 (054-221-2643)	富士市役所 林政課 (0545-55-2783)
14	森林法 保安林における制限	<p>保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。(第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項)</p> <p>保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。(第34条第2項)</p> <p>(許可申請書・届出書の提出先は、市又は富士農林事務所にお問い合わせください。)</p> <p>保安林の解除は、原則としてできない。 (詳細な説明を受けたい場合は、富士農林事務所にお問い合わせください。)</p>	解除処分	経済産業部 森林保全課 (054-221-2655)	富士市役所 林政課 (0545-55-2783) 富士農林事務所 森林整備課 (0545-65-2202)
15	道路法(県管理道のみ) 富士市認定外道路管理条例	<p>事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる(法第24条、条例第4条)。</p> <p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる(法第32条、条例第4条)。</p> <p>道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる(法第47条の2)。</p>	許可等	交通基盤部 道路保全課 (054-221-3488)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2847) 富士市役所 建設総務課 (0545-55-2818)
16	砂防法	<p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○ 竹木の伐採又は滑り降りし若しくは地引きによる運搬 ○ 土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○ 土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○ 鉱物の採掘、集積又は投棄 ○ 芝草の掘取り ○ 火入れ <p>※砂防指定地については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認可</p>	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2847)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
17	地すべり等防止法	<p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <p>○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）</p> <p>○のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良</p> <p>○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>※地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認可</p>	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)
18	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <p>○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>○のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>○立木竹の伐採</p> <p>○木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>○土石の採取又は集積</p> <p>○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>※急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認可</p>	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)
19	河川法 富士市普通河川条例	<p>河川区域内で土地を占用（法第24条、条例第4条第1項）、工作物の新築・改築・除却（法第26条第1項、条例第4条第1項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（法第27条第1項、条例第4条第1項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には、河川管理者の許可が必要となる。</p>	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) 富士市役所 建設総務課 (0545-55-2818)
20	海岸法	<p>海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用（第7条）、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為（第8条）をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。</p>	許可	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)
21	土砂災害防止法	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> <p>※土砂災害（特別）警戒区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認可</p>	—	交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034)	富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)
22	港湾法	<p>都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる（37条）。</p>	許可	交通基盤部 港湾企画課 (054-221-3682)	田子の浦港管理事務所 管理課 (0545-33-0497)
23	国土利用計画法	<p>一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。</p> <p>届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。</p> <p>土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定・譲渡は含まない。</p> <p>届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。</p>	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-3371)	富士市役所 土地対策課 (0545-55-2787)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
24	都市計画法	開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。 太陽光発電設備については、原則建築物に該当しないことから、その設置は開発行為に該当せず、開発許可は不要である。	許可	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	富士市役所 土地対策課 (0545-55-2787)
25	静岡県土採取等規制条例	土の採取等(切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土)に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行うおとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。	届出	交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223)	富士市役所 土地対策課 (0545-55-2787)
26	富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	一定規模※以上の土砂等による土地の埋立て又は盛土及び当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為を行うおとするときは、適用除外の場合を除き、着手前に許可申請書を提出し、市長の許可を得なければならない。 ※一定規模…事業区域の面積が500㎡以上、量が500㎡以上、高さが1m以上のいずれかに該当する場合	許可		富士市役所 土地対策課 (0545-55-2787)
27	富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱	一定規模※以上の土地利用事業を施行しようとする事業者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。 ※一定規模…都市計画区域内における施行区域の面積が2,000㎡以上に該当する場合	申請、承認		富士市役所 土地対策課 (0545-55-2787)
28	景観法 富士市景観条例	富士市景観条例に基づき太陽光発電設備の設置に対する行為の届出が必要となる。届出対象の区域は市内全域で、届出対象の行為は、太陽光発電設備の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが15m以上(用途地域が指定されていない区域にあつては高さが10m以上)のもの、又は太陽光電池モジュール(パネル)の合計面積が、1,000㎡以上のもとなる。 また、行為の制限としては、富士市景観計画に基づき、太陽電池モジュール(パネル)の色彩は、黒色又は濃紺色もしくは低明度・低彩度の目立たないものとする。富士市景観計画の景観形成の指針に基づき、太陽光発電設備の配置、形態や色彩を定める。	届出等	交通基盤部 景観まちづくり課 (054-221-3702)	富士市役所 建築指導課 (0545-55-2903)
29	文化財保護法 静岡県文化財保護条例 富士市文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市への許可申請が必要である。 工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階で事業予定地について確認すること。	許可	教育委員会 文化財保護課 (054-221-3183)	富士市役所 文化振興課 (0545-55-2875)
30	文化財保護法 富士市文化財保護条例	埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から事業予定地について情報提供すること。	届出	教育委員会 文化財保護課 (054-221-3156)	富士市役所 文化振興課 (0545-55-2875)
31	土地区画整理法	施行中の土地区画整理事業地区内での土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築等においては施行者の許可を受けなければならない。	許可	交通基盤部 景観まちづくり課 (054-221-3530)	神戸土地区画整理事業 市街地整備課 (0545-55-2797) 新富士駅南土地区画整理事業 新富士駅南整備課 (0545-65-7680) 第二東名IC周辺地区土地区画整理事業 インター周辺地区画整理課 (0545-37-1555)

No	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口
32	富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例	森林法第5条第1項の規定により静岡県知事が定める地域森林計画の対象となる富士・愛鷹山麓地域内の森林において、伐採跡地を森林以外の用途に供する場合は、事業計画を届け出なければならない。 また、当該届出に係る事業について、市長が森林喪失影響評価を実施しないものと判断する場合を除き、森林喪失影響評価を実施しなければならない。	届出		富士市役所 環境総務課 (0545-55-2901)

(3) 届出様式

様式第1号(7(2)①ア関係)

事業概要書

年 月 日

環境総務課長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
提出者

富士市太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「7(2)①ア」に基づく、事業概要書を提出します。

記

(事業概要)

発電所名称		
設置予定場所(所在地)		
事業予定地の敷地面積(m ²)		
発電事業者	商号又は名称	
	所在地	
	代表者	
	担当者(連絡先)	
発電設備概要※		
工事着工予定日		
運転開始予定日		
特記事項		

※発電設備の概要が分かる図面(位置図、配置図、設計図など)を添付すること。

(市関係課への情報提供の同意)

同意する ・ 同意しない